許可番号 第 14010014 号　　更新

薬局開設許可証

氏　　名　株式会社薬局白十字

薬局の名称　薬局白十字福津店

薬局の所在地　福津市中央４丁目１１番１号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第１項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和　6年　9月　9日

福岡県知事　服部 誠太郎

有効期間　令和 6年 10月 1日から
令和 12年 9月 30日まで

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

	医薬品区分		定義及び解説
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	要指導医薬品		下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく薬事者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ　再審査を終えていないダイレクトOTC ロ　スイッチ直後品目 ハ　毒薬 ニ　劇薬
	一般用医薬品	第1類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第14条第8項に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。（一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。）
		第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。（一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。） 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。
		第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。（一般用医薬品の中で比較的リスクが低い医薬品を指します。）
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第2類医薬品は、2の文字を○（丸枠）又は　（四角枠）で囲みます。 ＊要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。 （記載例） 要指導医薬品 第　類医薬品 第②類医薬品		
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認・専門家への相談について	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあっては、それぞれ情報提供及び指導の義務があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます，また、必要に応じて相談されることを約束します。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を担う専門家です。		
	医薬品のリスク分類	情報提供等	相談があった場合の応答	対応する専門家
	要指導医薬品	書面で情報提供及び指導	義務	薬剤師
	一般用医薬品　第1類医薬品	書面で情報提供	義務	薬剤師
	一般用医薬品　指定第2類医薬品　第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者
	一般用医薬品　第3類医薬品	法令上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の陳列等に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。			
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。			
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	〔医薬品副作用被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構　http://www.pmda.go.jp/index.html 医薬品副作用被害救済制度相談窓口　0120－149－931 9:00～17:00（月～金　祝日＊年末年始除く）			
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。			
苦情相談窓口	所轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所名：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 電話番号　0940　－　36　－　2045　受付時間　9　：　00　～　17　：　00			

＊法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第９条の４によって義務付けられております。

1．許可区分：薬局

2．許可証の記載事項
- 薬局開設者名：株式会社薬局白十字
- 薬局名：薬局白十字　福津店
- 許可番号：第14010014号
- 許可年月日：令和6年10月1日
- 有効期間：令和12年9月30日
- 所在地：福津市中央4丁目11番1号
- 所轄自治体名：福津市

3．薬局管理者：氏名　（薬剤師）村山　智子

4．当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
- a 薬剤師　：　氏名　村山　智子、横迫　千代、白木　浩一、白木　享子、坂本　祐子、平川　佑介
  担当業務　調剤・医薬品販売・情報提供・相談
- b 登録販売者（従事した期間が２年以上）
  氏名
  担当業務
- c 登録販売者（従事した期間が２年未満）
  氏名
  担当業務

5．取り扱う医薬品の区分
☑要指導医薬品　☑第１類医薬品　☑指定第２類医薬品
☑第２類医薬品　☑第３類医薬品

6．勤務者の名札等による区別
- 薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
- 登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が２年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札を付けています。

7．①営業時間での相談対応時間及び連絡先
- ・　：　～　：
- 定休日：日曜日・祝日
- 連絡先：（0940）51-1335

②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
- ・　：　～　：
- 連絡先：（090）7477-6360

③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
- ・　：　～　：

8．緊急時における連絡先
- 連絡先：（090）7477-6360

＊法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ○当薬局における調剤サービスの提供
- ○医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- ○病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ○病院、診療所などからの照会への回答
- ○家族などへの薬に関する説明
- ○医療保険･介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ○薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ○調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ○当薬局内で行う症例研究
- ○当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ○外部監査機関への情報提供
- ○その他の利用目的

〔商品の販売、その他アフターサービスの提供
ご注文いただいた商品の入荷案内および発送
各種商品・サービス・イベントに関する情報提供
医薬品副作用情報やリコール情報の提供、各種お問い合わせに対する対応
その他、法令等の正当な理由に基づく利用〕

個人情報保護に関する基本方針

1．基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会･厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2．具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

（1）個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
（2）個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
（3）個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
（4）個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
（5）個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
（6）業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
（7）個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3．相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

（1）個人情報の利用目的に同意しがたい場合
（2）個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
（3）個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
（4）その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開　設　者　：株式会社薬局白十字
個人情報取扱責任者：白木　浩一
（お問い合わせ先）：〒810-0001福岡市中央区天神2-9-5F
電　話　番　号　：（092）781-3851
ファクシミリ　：（092）712-2567
ホームページ　：https://www.hakujyuji.co.jp
Ｅメール　：otoiawase@hakujyuji.co.jp

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て１点＝10円です。

1・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 （4 / 28 / 50 / 60 点）	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料 （45 / 59 点）	患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関するまとめ情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。 お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 （76 点）	患者さんが選択した１名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的・継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局に一定の期間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。問診票が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 （291 点）	医療機関で「地域包括診療加算」若しくは「認知症地域包括診療加算」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤調製料の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急時等共同指導料」、「退院時共同指導料」、「特管理薬剤管理料」、「服用薬剤調製料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。
2・地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 （10 / 32 / 40 点）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
3・無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 （69 / 79 点） ６歳未満の乳幼児の場合 （137 / 147 点）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、１日につき所定の点数を加算します。
4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
１：単一建物診療患者が１人の場合 650 点／回 ２：単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合 320 点／回 ３：１及び２以外の場合 290 点／回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
在宅患者オンライン薬剤管理指導料 （59 点）	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に算定します。
5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 （21 / 28 / 30 点）	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合。基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
6・連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 （5 点）	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
7・医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制整備加算 （4 点）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月１回に限り所定の点数を加算します。
8・医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算 （1 / 3 点）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、６月に１回に限り所定の点数を加算します。
9・在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 （15 / 50 点）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

1．どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
2．〔　　〕調剤基本料〔　Ⅰ　〕の施設基準に該当します。
3．麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
4．在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実績を有します。
5．かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っています。
6．保険医療機関や患者さん等の求めに応じて服用薬の情報提供を行った実績を有します。
7．研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
8．時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
9．麻薬の調剤実績を有します。
10．重複投薬・相互作用等防止の取組実績を有します。
11．かかりつけ薬剤師による一元的・継続的な服薬管理指導の実績を有します。
12．外来服薬支援料１の算定実績を有します。
13．服用薬剤調製支援料の算定実績を有します。
14．服薬情報等提供料の算定実績を有します。
15．小児特定加算を算定しています。
16．1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
17．薬局間連携による医薬品の融通などを行っています。
18．休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
19．地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急要時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループで十分に対応すること、また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っています。
20．患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの注意に関し指導を行います。
21．平日は１日８時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
22．管理薬剤師は別に定められた十分な経験を有します。
23．調剤従事者等の資質向上のための研修体制を整備しています。
24．常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
25．プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
26．一般用医薬品及び要指導医薬品等（健康サポート薬局の届け出要件とされている48薬効群）を取り扱っています。
27．一般用医薬品を販売するとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
28．緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応為・対応し。調剤を行う体制を整備しています。
29．敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
30．医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
31．在宅療養の支援に係る地域ネットワークやケアマネジャーとの連携を図っています。
32．薬物療法の安全性向上に資する事例の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
33．直近３ヶ月に調剤した後発医薬品の数量割合が〔　　〕%以上の実績を有します。
34．他の保険薬局等との連携し非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
35．医療用麻薬について：注射剤１品目以上を含む６品目以上を保管し、必要な薬剤交付及び指導を行うことができます。
36．２人以上の薬剤師が勤務し、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌的な製剤を行います。
37．多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。
38．電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
39．電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
40．電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
41．電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
42．オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
43．「第二種認定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
44．災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携により非常時に必要な体制をとっています。
45．情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
46．保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に参加している保険薬剤師を配置しています。
47．服薬管理指導料の注13に規定される（手帳の活用実績が少ない）薬局に該当します。
48．かかりつけ薬剤師と連携できる十分な経験を有する保険薬剤師を配置しています。
49．かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
50．高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について
点数は全て１点＝10円です。計算例）10点＝100円（３割負担の方は30円、１割負担の方は10円の負担です）

調剤報酬点数表（令和６年６月１日施行）

第１節　調剤技術料

項目	区分番号	主な要件	点数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第２節　薬学管理料　〈特別調剤基本料Ｂは算定不可

項目	区分番号	主な要件	点数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

項目	区分番号	主な要件	点数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第３節　薬剤料

項目	区分番号	主な要件	点数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第４節　特定保険医療材料料

項目	区分番号	主な要件	点数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

介護報酬（令和６年６月１日施行）

項目	区分番号	主な要件	単位数
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

注1．調剤報酬点数＝調剤技術料＋薬学管理料＋薬材料＋特定保険医療材料料　注2．１点＝10円

開　局　時　間

平　　日　　９：００　～　１８：００

曜　日　　：　　～　　：

＜夜間・休日等加算の対象時間＞

平　日　１９：００　～　８：００

土曜日　１３：００　～　８：００

※日曜日及び国民の祝日、1月2日、3日、12月29日、30日、31日も対象になります。